

WTO/FTA Column

Vol. 049
2007/12/27

JETRO

Japan External Trade Organization
International Economic Research Division

WTO 新ラウンド・ルール交渉議長ペーパーの公表と各国の反応

WTO 新ラウンド（ドーハ開発アジェンダ（DDA）、通称ドーハ・ラウンド）のルール交渉は、「アンチダンピング協定（AD 協定）」や「補助金と相殺措置に関する協定（SCM 協定）」など、各国の貿易救済措置や補助金に関する協定の規律強化を目的とする¹。注目を集める農業や非農産品市場アクセス（NAMA）交渉の影に隠れているが、貿易救済措置の濫用や補助金を抑えるための重要な交渉だ。このたび、ルール交渉議長は新ラウンド立ち上げ以来初めてとなる議長ペーパーを発表した。そして、各国は早くもこのペーパーに対して強い反応を見せている。

1. ルール交渉の概要

2001年11月に立ち上がったWTO新ラウンド。ウルグアイ・ラウンド終結から7年の月日を経て、GATT設立以来9回目となる多角的貿易交渉である。2007年12月時点で152カ国が参加しているが、なかでも途上国の参加が多く、これらの国への配慮から新ラウンドは「ドーハ開発アジェンダ（DDA）」と名付けられた。しかし、先進国と途上国の激しい対立を主な原因として、6年が経過した現在でも合意の兆しが見えないのが現状だ。

新ラウンドで注目度が高い交渉分野は農業とNAMA交渉の2つ²。農産品や鉱工業品にかかる輸入関税の削減、農業生産者への補助金や農産品輸出補助金の削減を中心として交渉が行われている。しかし、それぞれの分野で米国、EU、ブラジル、インド、日本など主要国が異なる対立関係を形成するという、いわゆる「三すくみ」の状態が出来上がり、交渉は難航している³。

注目を集める農業やNAMA交渉の影に隠れているのがルール交渉だ。ルール交渉とは、AD協定やSCM協定など各国の貿易救済措置や補助金に関する協定の規律化を目的とした、WTO協定の改訂交渉を指す。貿易救済措置や補助金の規律に関する交渉は東京ラウンドか

¹ AD措置とは、相手国輸出企業のダンピング製品が、SCM協定の相殺措置（Countervailing Measures）とは、輸出国政府の補助金により高い競争力を持つ製品が、それぞれ輸入国内産業に及ぼす損害を取り除くための上乗せ関税を指す。一方、セーフガード措置とは、輸入の急増により国内産業が大きな損害を受けている場合に一時的に輸入を制限するもの。

² 新ラウンドの交渉分野は農業、NAMA、サービス、ルール、貿易円滑化、開発など。

³ 詳細は「2007年版 ジェトロ貿易投資白書」総論編第一部 5. WTO （1）新ラウンドの動向：厳しいコンセンサスの形成」（ジェトロ出版）を参照。

ら行われてきた。そして、前回のウルグアイ・ラウンドの結果、AD 協定と SCM 協定が合意に至り、それ以降各国は自国の関連制度をこれらの協定に適合させてきた。しかし、ルールへの適合にもかかわらず、国によっては国内産業を保護するために不適切なレベルの税率の賦課や措置の半永久的な実施など、いわゆる貿易救済措置の濫用が目立った。1995年の WTO 設立から 2005 年末までの延べ 421 カ国にのぼる提訴案件参加国のうち、163 カ国が貿易救済措置について紛争解決機関 (DSB) へ提訴を行っている⁴。こうしてみると、AD 協定や SCM 協定を見直し、規律を強化することは多国間貿易の公正性を維持するために重要であり、ここにルール交渉の意義がある。

ルール交渉は農業交渉や NAMA 交渉と並行して進められている。しかし、他の交渉と同様、各国の関心や利害を原因として、それぞれの分野で対立関係が形成されてきた。例えば、AD に関しては特に米国による発動が目立つ。米国の AD 発動件数は 1995 年から 2006 年までで 239 件にのぼり、インドに次いで 2 位となっている。米国の AD 措置には反発も強く、各国は DSB への提訴を通じて積極的に是正を求めてきた。WTO 設立以降、米国の貿易救済措置に対する提訴件数は 31 件と最大である。したがって、新ラウンドのルール交渉のうち、AD 協定に関する議論は、米国の AD 措置の対象となってきた AD フレンズ・グループ (日本、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、香港、イスラエル、韓国、ノルウェー、台湾、シンガポール、スイス、トルコ、タイ、メキシコ) が米国の AD 制度の是正を主な目的として AD 協定の改善を求め、米国がそれに対抗するという比較的単純な構図となっている。なお、EU は AD 措置の主要発動国の一つであり、中間的な立場をとっているが、AD 協定の規律強化には基本的に賛成している。

SCM 協定に関しては、相殺措置よりは一般補助金の取り扱いを巡る議論が中心となっている。なかでも、鉱工業品生産への補助金の撤廃を強く求める米国が禁止補助金の定義の拡大を求めるといった議論が中心となっている。そのほか、漁業補助金の議論では、米国、ニュージーランド、豪州などで構成されるフィッシュ・フレンズ (Friends of Fish) が海洋資源保全の観点から漁業補助金の原則禁止を主張、これに対して日本、韓国、台湾など主要漁業国がなるべく多くの補助金を残そうとして、反対国に理解を求める構図となっている。

2. 議長ペーパーの概要と各国の反応

11 月 30 日、ウルグアイ出身の Valles ルール交渉議長は 93 ページにわたる議長ペーパーを発表した。議長ペーパーとは、交渉議長が交渉における各国の議論をバランスさせた上で、議長の見解を記述したもので、今後の交渉の土台となるペーパーである。農業交渉ではファルコナー農業交渉議長が、NAMA 交渉ではステファンソン NAMA 交渉議長が 2007 年 7 月にそれぞれ議長ペーパーを発表している。ルール交渉の議長ペーパーはこれらのペーパーから 4 カ月遅れての発表となった。

議長ペーパーは現行 AD 協定と SCM 協定に修正や加筆を加えた形となっている。これはルール交渉が協定の改訂を目的とするためだ。主要な論点は AD 協定では、(1) ゼロイン

⁴ 紛争解決機関への提訴国内訳は AD 案件 75 カ国、セーフガード案件 34 カ国、補助金・輸出補助金案件 33 カ国、相殺関税案件 21 カ国。詳細は「2007 年版ジェトロ貿易投資白書」第一部総論編 5. WTO (2) WTO 紛争解決手続きを通じた不公正貿易の是正 (pp. 40~) を参照。

グ (Zeroing)、(2) レッサー・デューティー (Lesser Duty)、(3) 公共の利益 (Public Interest)、(4) 因果関係要件－不帰責規則 (Non-attribution)、(5) サンセット (Sunset) の 5 点、SCM 協定では、(6) 一般補助金、(7) 漁業補助金の 2 点である⁵。以下にこれらの論点に沿って議長ペーパーの概要と各国の反応を見てみる。(表 1)

表 1. Valles ルール交渉議長ペーパー要点 (2007 年 11 月 30 日発表)

	条項	変更点	該当条文
A D 協 定	ゼロイング (Zeroing)	単純ゼロイング手法の使用を認める条文を追加 (モデル・ゼロイング手法は禁止)。	第 2.4.3 条 (ii)、(iii) 追加
	レッサー・デューティー (Lesser Duty)	レッサー・デューティーに関する条文を削除。	第 9.1 条修正
	公共の利益 (Public Interest)	措置発動の決定を下すにあたり公共の利益の考え方を考慮に入れることを義務化。	同上
	因果関係要件－不帰責規則 (Non-attribution)	損害をダンピングされた製品の輸入以外の要因に帰すことはできないが (不帰責規則)、その証明のためには証拠の質的 (Qualitative) 検証のみで足る。	第 3.5 条修正
S C M 協 定	サンセット (Sunset)	AD 措置はサンセットに基づき延長した場合でも発動日から 10 年以内には無条件で撤廃。	第 11.3.5 条追加
	漁業補助金	① 漁船の購入、建設、修理、改善のための補助金、② 漁船の第三国移動のための補助金、③ 漁船の操業コスト補填、④ 漁業港湾施設への補助金、⑤ 漁業従事者収入への補填、⑥ 魚産品価格の補填、⑦ 他の WTO 加盟国の漁業区域アクセス権確保のための補助金、⑧ 違法漁業に従事する漁船への補助金。途上国は①その国の海域で行われる小規模補助金、②収入への補填、③漁業従事者や魚産品に対する価格支持、④漁業港湾インフラへの補助金で特別待遇。	附属書 8 第 2 条

[資料] WTO Reporter (BNA)、Valles ルール交渉議長ペーパーから作成。

(1) AD 協定：ゼロイング (Zeroing)

ゼロイングとは、米国の AD 調査段階におけるダンピング・マージン計算に特有な手法である⁶。ゼロイング手法によるダンピング・マージン額は過剰に大きく算出されてしまう。また、ダンピング・マージンが実際にはないにもかかわらず、ゼロイング手法によりダンピング認定されてしまう。このような理由により、これまでに多くの国が米国に対してゼロイングの廃止を求めてきた。そして、WTO 紛争解決機関 (DSB) に本件について訴える国も増え、次第に WTO 違反として判断される案件が増えてきた⁷。そのなかでも、日本が WTO 上級委員会で米国のゼロイングに対して全面勝訴したことで、長く続いた各国と米国のゼロイングを巡る貿易紛争はいよいよ終盤に差し掛かったとの見方が強まっていた。

しかし、ルール交渉議長ペーパーは各国の期待を裏切る内容となった。ゼロイングはモデル・ゼロイング (Model Zeroing) と単純ゼロイング (Simple Zeroing) の 2 つに分ける

⁵ 補助金は SCM 協定の一般補助金と漁業補助金のみを扱う。国内助成 (農業生産者向け補助金) や輸出競争 (農業の輸出補助金) など農業に関する交渉は農業交渉下で進められている。

⁶ AD 措置を発動するために各国の政府当局は (1) ダンピングがあったかどうかのダンピング認定と (2) 国内産業に損害があったかどうかの損害認定を行う必要がある。このプロセスを AD 調査 (Investigation) と呼ぶ。そして、ダンピング認定のためのダンピング・マージンの計算は、ある国の輸出製品価格とその国の国内販売価格を比較し、前者が後者を上回る差額の総計、すなわちダンピング・マージンを計算する必要がある。そして、ゼロイングとは、ダンピング・マージンを計算する際、相手国企業の輸出価格がその国の国内販売価格を上回る差額をマージン全体の総計から除外する計算方法を指す。このマイナス・マージンの製品が存在すれば、総計した全体のダンピング・マージンはその製品が存在しない場合よりも低くなるはずである。しかし、米国はマイナス・マージンをゼロに置き換えるため、総計に含めた場合よりも高い数字が算出されてしまう。

⁷ DS141 「EU－ベッドリネン (提訴国インド)」、DS311 「米国－軟材最終決定 (提訴国カナダ)」、DS350 「米国－欧州委員会ゼロイング (提訴国 EU)」、DS322 「米国－日本ゼロイング (提訴国日本)」がゼロイングの主要案件。日本のゼロイング提訴の詳細については 水野亮 「米国ゼロイングを巡る貿易紛争～パネルで敗訴の日本、上級委員会へ提訴」 WTO コラム 日本貿易振興機構 (ジェトロ) ウェブサイト (<http://www.jetro.go.jp/biz/world/international/column/>)、水野亮 「WTO 上級委、米国のゼロイングを「クロ」と判定－日本が一転、全面勝訴－」ジェトロ通商弘報 2007 年 1 月 17 日記事を参照。

ことができるが、議長ペーパーはモデル・ゼロイングについては使用を禁止するものの、単純ゼロイングの使用を許している⁸。過去 DSB は米国が使用する両ゼロイングについて WTO 協定に違反するとの判断を下したが、議長ペーパーの内容は単純ゼロイングの復活を意味する⁹。つまり、過去の DSB で WTO 違反の判断がなされたにも関わらず、今回の新ラウンドで単純ゼロイングの使用を許すような改訂をすることにより、米国は引き続き単純ゼロイングを使用できることになる¹⁰。

これには多くの国が強い懸念を表明している。日本、ブラジル、中国、コロンビア、コスタリカ、香港、インド、インドネシア、メキシコ、ノルウェー、パキスタン、シンガポール、南ア、韓国、スイス、台湾、タイの 17 カ国は 12 月 7 日に共同ステートメントを發表し、これに EU、アルゼンチン、カナダ、エクアドルも署名した。共同ステートメントは、ルール交渉における各国の議論を反映するはずの議長ペーパーが、実際には多くの国による提案を無視しており、「バランスを欠くもの」と指摘している。くわえて、「不公平なゼロイング手法は AD 税額を吊り上げる。こうした措置が世界に蔓延すれば、これまでの貿易自由化に向けた努力を台無しにしてしまう」として、議長ペーパーにゼロイングが含まれたことに対して強い反発を示した。

共同ステートメントに加えて、各国の交渉担当者はゼロイングの復活を強く非難している。BNA の WTO レポーター誌によると、在ジュネーブ国際機関日本代表部の藤崎大使は、「(議長ペーパーでゼロイングが許容されたことは) 最大の問題である」とし、「困惑し、そして失望している」と述べた。中国のスン大使は、ゼロイングの復活は「WTO 紛争解決機関への大きなチャレンジであり、その信頼性を損ねない」と批判した。そして、「全ての国がゼロイング手法を使えば、保護主義が高まり、WTO の目的を損なうことになる」と述べた。以前「EU-ベッドリネン」事件の敗訴を受けてゼロイング手法を廃止した EU のガス大使は、議長ペーパーが「ゼロイングに関する上級委員会判断の流れを逆戻りさせるだけでなく、ウルグアイ・ラウンド前の状況に戻す」と批判した。インドのバティア大使は「我々が驚いていることは、議長ペーパーが我々多数意見に反する内容であり、(過去の判例により) これまでに確立されてきた法に反し、米国一国だけの貿易慣行を世界に広げることだ」として、痛烈に批判した。

一方、米国は以前からゼロイングが取り扱われずにルール交渉を終結することはできないと主張し、ゼロイングの復活を強く支持してきた。米国の Allgeier・USTR 次席代表は「ドーハ・ラウンドのマンデートはルールの明確化と改善であり、協定の効果を保護するものではない。このマンデートに忠実でなければならない。」「ウルグアイ・ラウンドの合意事項に忠実でなければならない。上級委員会の判断はこの合意を超えるものであり、このようなことが起きた際には、加盟国はこれを修正することが正しい。」「無論、このようなや

⁸ モデル・ゼロイングは加重平均比較 (W-W 比較) とも呼ばれ、輸出価格の平均と国内販売価格の平均を比較する方法。単純ゼロイングは製品別価格比較 (T-T 比較) と加重平均と個々の製品別価格比較 (W-T 比較) の 2 つ。

⁹ 米国商務省は DS311「米国-軟材最終決定」での敗訴を受けて、調査段階におけるモデル・ゼロイングの使用を廃止している。DS322「米国-日本ゼロイング」上級委員会は T-T 比較、W-T 比較ともに WTO 違反として、米国に修正を求めた。

¹⁰ AD 協定第 2.4 条「公正な比較」部分の改正。具体的には、第 2.4.2 条の後にあらたに第 2.4.3 条を挿入し、(i)、(ii)、(iii) でそれぞれ (i) では W-W 比較ではマイナス・マージンを考慮、(ii) と (iii) では T-T 比較と W-T 比較ではマイナス・マージンを考慮しなくてもいいと明記。

り方が正しく、またウルグアイ・ラウンドで合意されたことに整合していることを他国に説得するのは難しいが」と加えた。

(2) AD 協定：レッサー・デューティー (Lesser Duty)

AD 措置の発動を決定するにあたり、各国の当局は AD 協定第 9.3 条の「ダンピング防止税の額は、第二条の規定に基づいて定められるダンピングの価格差（ダンピング・マージン）に相当する額を超えるものであってはならない」に基づき、ダンピング・マージンを上回る税額を決定することはできない。ダンピング・マージンを上回ることができないということは、AD 税はダンピング・マージンと同じか、もしくはそれより低くなければならないということだ。そして、AD 協定第 9.1 条は「ダンピングの価格差（ダンピング・マージン）に相当する額よりも少ない額のアンチダンピング税の賦課が国内産業に対する損害を除去するために十分である場合には、アンチダンピング税の額は、その少ない額であることが望ましい」と規定している。これを一般的にレッサー・デューティーと呼ぶ¹¹。

同条の最後にある「望ましい」という表現からレッサー・デューティーは義務規定ではないが、EU やインドを含む多くの国は AD 税額の決定にあたりレッサー・デューティーを採用している。一方、米国はこのルールを採用せず、AD 税額にはダンピング・マージンに相当する額を使っている。

本件に関し、ルール交渉議長ペーパーで問題となったのは、レッサー・デューティーが第 9.1 条から削除されたことである¹²。これには多くの国が反発した。インドのバティア大使はインドを含む多くの国が（現行 AD 協定では）義務ではないにもかかわらずこのルールを採用していた事に触れ、「レッサー・デューティーが削除されたことに驚いた。削除された理由が分からない。」と不満を述べた。また、EU のガス大使は多くの国がレッサー・デューティーの削除を予想していなかっただけでなく、むしろその実施の義務化を提案していたことに鑑みて、「（レッサー・デューティーが）消えてしまった。誰も望んでいないのに・・・」と不満を表明した。

(3) AD 協定：公共の利益 (Public Interest)

AD 措置の発動により影響を受ける企業は、相手輸出国の企業（AD 措置により輸入関税が引き上げられ、取引相手が他のソースに切り替える可能性など）や AD を申請した国内企業（それまで受けていた損害を除去できる）だけではない。輸入製品を使用していたユーザー企業はどうであろうか。それまで取引していた相手輸出国の企業の製品の輸入に AD 税が課せられるため、ユーザー企業にとって輸入コストが上がってしまう。ユーザー企業は輸入コスト増にもかかわらず引き続き同じ取引先からの輸入を続けるか、もしくは国内の同種製品製造企業もしくは他国企業からの輸入に切り替える必要が生じてくる。また、AD 税は最終的には小売価格に反映され、消費者が損害を受ける可能性もある。

公共の利益とは、こうした背景に基づき、各国の調査当局が最終的に貿易救済措置発動

¹¹ SCM 協定でも同様の規定がある。SCM 協定はレッサー・デューティーについて、第 19.2 条で「<前略>また、補助金の額よりも少ない額の相殺関税の賦課が国内産業に対する損害を除去するために十分である場合には、相殺関税の額は、その少ない額であることが望ましい」と規定。

¹² 一方、SCM 協定ではレッサー・デューティーは削除されていない。

の可否を決定する際、申請企業（ダンピングや補助金付き製品輸入により損害を受けているとされる国内企業）の利益だけでなく、貿易救済措置を発動することで損害を被ると考えられるこれらのプレイヤーの利害についても考慮に入れるという考え方である。

これまでは、AD 協定では公共の利益の考え方は協定文に反映されていなかった¹³。ゆえに米国の当局はダンピングや補助金付き製品輸入により損害を被っているとする申請企業の利益のみを考慮して最終決定を行うことが可能であった。一方、EU の欧州委員会は賦課決定にあたり「Community Interest（共同体の利益）」と呼ばれる制度を採用し、これまでも輸入製品ユーザーや消費者団体などの意見も考慮に入れてきた¹⁴

今回のルール交渉議長ペーパーでは AD 協定の第 9.1 条に「<前略>アンチダンピング法を国内法としてもつ各締約国は、調査当局が第 5 条に基づき開始した調査において発動決定を下すにあたり、アンチダンピング措置の発動により影響を受けるであろう国内の利害団体の代表についてよく考慮することができる手続きを国内法又は規則に確立しなければならない<後略>」との文言が新たに加えられた。つまり、議長ペーパーは公共の利益を義務化した。ここでいう国内利益団体とは調査対象の輸入製品のユーザー企業、国内の同種製品のユーザー企業、国内産業への当該製品サプライヤー、そして消費者団体を指す。

無論、米国は公共の利益が新たに加えられたことに反発している。Allgeier 次席代表は米国にとって「大きな問題」と指摘し、「製品が不公正に輸入され、それによって国内産業に損害を与えているのに、国内の利益をバランスさせることの適切さが理解できない。WTO 協定がユーザー企業や消費者等純粋な国内の関心毎に義務を課すことが不思議でならない。」と批判した。

（４）AD 協定：因果関係要因－不帰責規則（Non-attribution）

AD 措置を発動するにあたり、各国の当局はダンピングと損害の 2 つを認定しなければならない。損害とは AD 協定上「国内産業に対する実質的な損害若しくは実質的な損害のおそれ又は国内産業の確立の実質的な遅延」と定義される。これらの損害の証明方法は AD 協定第 3.2 条と第 3.4 条で規定されているが、それとは別に当局は損害がダンピング慣行の影響によるものであることを証明する義務を負っている。これは因果関係要因の不帰責規則と呼ばれ、損害認定の当該輸入製品と国内産業の損害との因果関係を証明するにあたり、調査当局は当該輸入製品以外の他の要因を損害に帰してはならない、という規定である¹⁵。

¹³ 一方、SCM 協定では第 19.2 条に「<前略>相殺関税の賦課によって自己の利益が望ましくない影響を受けるおそれのある国内の利害関係を有する者が表明する意見を関係当局が十分考慮することができる手続きを確立することが望ましい」と規定され、各国当局は相殺関税賦課の決定にあたり申請企業のみならず輸入製品ユーザーや消費者などの意見を考慮することを推奨している。

¹⁴ EC 規則第 384/96 号（European Council Regulation No. 384/96）第 21 条（Community Interest）で規定。しかし、実際には判断基準は不透明で、小売業者や消費者から強い反対があっても貿易救済措置を賦課するケースが見られる。詳細については「メイド・イン・チャイナへの欧米流対抗策－対中国アンチダンピングを検証する－」pp.106 ジェトロ海外調査シリーズ No.369 ジェトロ出版参照。

¹⁵ AD 協定第 3.5 条で規定。「<前略>当局は、ダンピング輸入以外の要因であった、国内産業に対して同時に損害を与えていることが知られているいかなる要因も検討するものとし、また、これらの他の要因による損害の責めをダンピング輸入に帰してはならない<後略>」、と規定している。なお、SCM 協定では第 15.5 条で「補助金の交付を受けた製品の輸入が当該補助金の及ぼす影響によりこの協定に定義する損害を与えていることが立証されなければならない。<後略>」とし、AD 協定と同様不帰責を規定している。

ここでいう他の要因とは、(1) ダumping価格によることなく販売されている輸入の量および価格、(2) 需要の減少または消費態様の変化、(3) 外国の生産者又は国内生産者の制限的な商慣行、(4) 外国の生産者と国内生産者との間の競争、(5) 技術の進歩、(6) 国内産業の輸出実績および生産性を指す (AD 協定第 3.5 条)。

ルール交渉議長ペーパーでは、因果関係要因の不帰責規則は上記した (1) から (6) の要因が削除され、そのかわりに証拠の質的検証 (Qualitative Analysis)、とりわけ損害効果の性質、大きさ、地理的集中およびタイミングを基に不帰責を調べるとの内容となった。

BNA の WTO レポーター誌によると、この修正について、日本の藤崎大使は、損害認定の不帰責規則を弱めるとして批判している。ブラジルの Huguene y 大使もまた「損害認定でクロ判定しやすくなる」として反論している。

(5) AD 協定：サンセット (Sunset)

現行ルールでは、AD 措置は発動日から 5 年以内に失効しなければならない (AD 協定第 11.3 条)。これがサンセットと呼ばれるルールである。ただし、各国は AD 税を撤廃することで dumping や損害の存続または再発をもたらす可能性がある場合は引き続き AD 税を課すことが可能である。この条項を最も利用しているのが米国だ。米国はほとんどの AD 税を延長する。なかには AD 税を半永久的に課しているケースさえ見られる¹⁶。例えば、日本のポリクロロブレン樹脂輸入に対する AD 税賦課は 1973 年から続いている。そこで、日本を含む AD フレンズは、米国の半永久的な AD 税賦課に制限をかけるため、AD 税発動日から 5 年以内に無条件で撤廃との提案を行っていた。

ルール交渉議長ペーパーではサンセットでの延長申請など手続きの具体化が新たに加えられた。さらに重要なのは、第 11.3.5 条を加えることで、開始から最高 10 年以内の AD 措置撤廃義務が付け加えられた。つまり、各国はサンセットで AD 税賦課の延長決定を行った場合でも、最初に発動した日から数えて 10 年以内には撤廃する義務を負うことになる。

これに対して米国の Allgeier・USTR 次席代表は「我々の経験からいうとある企業は救済措置にもかかわらず dumping 慣行を続けている。我々はそのような状況の中、なぜ救済措置を撤廃しなければいけないのか理解に苦しむ」と反対を表明した。一方、ブラジルの Huguene y 大使はむしろ 10 年間は「長すぎる」とし、さらには dumping 慣行が見つかれば撤廃から 2 年経過しても再度課税できるとする提案に反対している。

(6) 一般補助金

AD ではおおむね守勢の米国は、一般補助金に関しては一転して攻めの立場である。一般補助金とは、農業生産向けや農産品輸出補助金以外全ての補助金を指す。米国の主張は SCM 協定第 3.1 条の禁止補助金リストの拡大を主としている。具体的には、輸出条件付補助金と国産品代替補助金の 2 つを含む現行禁止補助金に、①産業の営業損失補填、②企業の操業

¹⁶ 近年、米国国際貿易委員会がサンセットにかかる損害認定にシロ判定を下し、ほとんど恒久的であった米国のレビューに変化が見られるようになった。2006 年 3 月日本産「形鋼」のサンセット・レビューにおいて、国際貿易委員会が「損害の恐れなし」の判定により失効、同年 2 月日本産「フォークリフト」についても同様の理由により失効した。「フォークリフト」は日本にとって初めての国際貿易委員会によるシロ判定となった。

損失補填（ただし反復しない補助金を除く）、③直接的な債務免除、④信用力欠如企業への融資、⑤通常の民間投資慣習と一致しない資本投資（Equity Capital）、⑥通常では商業銀行から受けられないようなその他融資形態の 6 つの補助金を加えることが狙いだ。このうち、①～③の補助金は SCM 協定 6.1 条のダーク・アンバー補助金と呼ばれ、他の加盟国に重大な損害を与える補助金と定義されている。ダーク・アンバー補助金は、補助金交付国が当該補助金交付によって生じた害がないことを立証できなければ相殺措置の対象となる（Actionable）補助金である（第 6.2 条）。しかし、第 31 条の規定によりこれらの補助金は 1999 年末に失効した。つまり、米国の提案は、すでに失効したダーク・アンバー補助金を復活させた上で、禁止補助金として扱うことだ。米国と歩調を合わせるのは EU、豪州、カナダなど。これに対し、中国、ブラジル、インドなど途上国は米国の提案により最も被害を被るのは途上国であるとして、反対を表明してきた。

議長ペーパーにおいて一般補助金はどうか扱われているのか。米国が提案した禁止補助金リストの拡大については見送る形となった。第 3.1 条には上記 8 つの補助金は一切記載されていない。一方、第 6.1 条のダーク・アンバー補助金は第 31 条が残ったことで復活し、禁止補助金ではないが相殺措置の対象となる補助金として、他の加盟国の申立てに基づき DSB が「他の加盟国の利益に対する悪影響をもたらした」と判断すれば撤廃されることになった。

（7）漁業補助金

米国や豪州、ニュージーランド、アルゼンチンなどで構成されるフィッシュ・フレンズは漁業補助金の原則禁止を求めている。これに対し、日本、韓国、台湾は補助金をいかに多く確保するか、という立場だ。EU の提案は日本寄りであるが、多少の差異が見られる。フィッシュ・フレンズの主張の根拠は海洋資源保全を中心としている。日本や EU など主要漁業国が多額の補助金を漁業従事者に供与することで、過剰な漁獲を引き起こしている、との考えだ。

米国は 2007 年 3 月に補助金の原則禁止を提案、例外扱いは減船、資源管理、インフラ整備などごく一部の補助金だった。これに対し、日本、韓国、台湾は 6 月に共同提案を行い、過剰漁獲能力や違法漁業につながる補助金、漁獲能力を 50%以上削減する条件で漁船建造補助金を禁止扱いとする一方、他 WTO 加盟国の排他的経済区域内での漁業アクセス権確保のための政府間支払い、漁獲船解体作業への補助金、最終合意される規模以下の小規模漁業への補助金、漁業インフラの建設および維持のための政府支出、漁業に係る社会保障制度のための補助金、漁業管理の研究費補填などを例外扱いにするよう要求した。

議長ペーパーはフィッシュ・フレンズの要求を受け入れ、8 種類の禁止補助金を SCM 協定の附属書 8 として新たに掲載した。今回禁止された補助金は①漁船の購入、建設、修理、改善のための補助金（造船施設含む）、②漁船の第三国移動のための補助金、③漁船の操業コスト補填、④漁業港湾施設への補助金、⑤漁業従事者収入への補填、⑥魚产品价格の補填、⑦他の WTO 加盟国の漁業区域アクセス権のための補助金、そして⑧違法漁業に従事する漁船への補助金、である。ただし、それぞれの禁止補助金について一定の例外規定を設けている（附属書 8 第 2 条）。そのほか、途上国はその国の海域で行われる小規模漁業、収入への補填、漁業従事者や魚製品に対する価格支持、漁業港湾インフラへの補助金におい

て特別待遇を得た。

米国は議長ペーパーに漁業補助金禁止リストが列挙されたことについて歓迎している。Allgeier氏は米国の主張する補助金の原則禁止にはならなかったが、議長ペーパーは多くの補助金を禁止しており、今後はこのレベルを維持する、と述べている。

一方、インドのパティア大使はそもそも大量漁獲は先進国によるものであり、議長ペーパーの内容が「途上国の経済政策にのっとり漁業を開発する途上国の権利を損なうものになってはならない。途上国はこのペーパーにあるような多くの条件なしで漁業の開発のための政策的裁量を必要としている」と批判した。さらに、日本やEUはインドより批判的である。EUのガス大使は港湾施設の改善などインフラへの補助金を禁止する提案は「多大な不安」だとしている。

3. 今後の見通し

議長ペーパーはこれまでの各国の意見を取りまとめ、中間点を探った上で作成された、今後の交渉の土台となるものだ。農業やNAMA交渉は先般発表されたそれぞれの議長ペーパーに基づき進められている。ルール交渉は、今後この議長ペーパーを元にして進められていくことになる。

上記のとおり、AD協定ではおおむね米国が守り、他国が攻めの立場である。一方、SCM協定の一般補助金と漁業補助金では米国が攻め、他国が守りの立場だ。おおむねAD協定の方が攻めと守りの立場がはっきりとしている。一方の補助金はEUが一般補助金で攻め、漁業補助金では守りなど、多少複雑な様相を示している。

AD協定改正を巡る対立は、AD協定に対する各国の考え方の違いを反映しているケースがいくつか見られる。例えば、公共の利益に関し、米国はWTOが輸入製品ユーザー企業など国内の問題に影響を与える義務を課すことは問題と指摘する。以前よりCommunity Interestを採用しているように、AD措置の発動による影響について国内（域内）全体への影響を考えるべきとするEUの考え方とは大きく異なる。また、サンセットに関しても、AD措置発動以降も引き続きダンピングを行う企業が存在するため、延長を制限すべきでないという米国と、AD税を一時的な措置と位置づけ、恒久化は考えられない他国との隔たりは大きい。このような考え方の違いに基づく各国の主張の溝を埋めることは簡単ではないと見られる。

一方、考え方の違いよりは過去の事実に基づき対立が続くゼロイングは、米国内では政治的問題となりつつある。議長ペーパーは過去にWTO違反とされたゼロイング手法を復活させる内容。米国議会は「(ゼロイング手法をWTO違反とする)DSBの判断が誤り」と痛烈に批判しており、一步も譲らない姿勢を見せている。一方、過去にDSBで争い、実際に勝訴した日本やEUを初めとする各国がゼロイングの復活に応じることは極めて難しい。ゼロイング手法が今後の交渉の争点となることは間違いない。

もう一つの懸念は、ゼロイング手法が認められることにより、農業やNAMA交渉に影響を与える可能性である。ゼロイングの復活を痛烈に批判している国は日本、EU、ブラジル

など、農業、NAMA 交渉において強い発言力をもつ国ばかりだ。ゆえに、ゼロイングを巡る議論が引き合いに出され、これらの交渉に影響を及ぼす可能性がある。ブラジルの Huguenev 大使は「不公正な貿易障壁の蔓延により農業と NAMA 交渉での市場アクセス達成を無効にされる可能性があり、これらの交渉での達成目標レベルに負の影響を与えるであろう」とし、その可能性を匂わせている。

新ラウンド立ち上げ以降、初めてのルール交渉議長によるペーパーの公表は、ルール交渉を進めていくための土台となる重要なペーパーであるが、一方でルール交渉の難しさを反映しているようにも感じられる。いずれにせよ、農業や NAMA 交渉に加え、ルール交渉での議論も今後ヒートアップしていくことは間違いない。

水野 亮 (みずの りょう)

注：本原稿の内容や意見は、日本貿易振興機構の公式意見を示すものではありません。

参考文献

外務省経済局「WTO ドーハ・ラウンド交渉」外務省ウェブサイト

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/index.html>)

外務省経済局「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定 WTO」日本国際問題研究所
1997年4月

日本貿易振興機構（ジェトロ）「2007年版ジェトロ貿易投資白書」ジェトロ出版 2007年
9月

日本貿易振興機構（ジェトロ）「メイド・イン・チャイナの欧米流対抗策—対中国アンチダ
ンピングを検証する—」海外調査シリーズ No.369 ジェトロ出版 2007年9月

水野 亮 「米国ゼロイングを巡る貿易紛争～パネルで敗訴の日本、上級委員会へ提訴」

WTO/FTA コラム 日本貿易振興機構（ジェトロ）ウェブサイト

(<http://www.jetro.go.jp/biz/world/international/column/>)

水野 亮 「WTO 上級委、米国のゼロイングを「クロ」と判定—日本が一転、全面勝訴—」
ジェトロ通商弘報 2007年1月17日記事

Brevetti, Rossella, “Key Lawmakers Say Draft Text on WTO Rules Would Weaken U.S.
Law,” WTO Reporter, BNA, December 13, 2007.

Pruzin, Daniel, “Asian Countries Under Fire at WTO over Reticence on Fisheries
Subsidies,” WTO Reporter, BNA, June 20, 2007.

Pruzin, Daniel, “U.S. Tweaks Proposal to Expand List of WTO-Prohibited Subsidies,”
WTO Reporter, BNA, June 5, 2007.

Pruzin, Daniel, “Revamped U.S. Subsidy Proposal at WTO Gets Cold Shoulder from
Developing Nations,” WTO Reporter, BNA, June 19, 2007.

Pruzin, Daniel, “U.S. Welcomes WTO Rules Text on Subsidies for Fisheries; Developing
Countries Skeptical,” WTO Reporter, BNA, December 13, 2007.

Pruzin, Daniel, “Major Nations Blast Rules Text Proposal to Let U.S. Keep Using
‘Zeroing’ Method,” WTO Reporter, BNA, December 11, 2007.

Pruzin, Daniel, “WTO Doha Chairman Says Intensive Talks Needed to Narrow
Differences on Rules Text,” WTO Reporter, BNA, December 17, 2007.

Pruzin, Daniel, “WTO Rules Chairman under Fire for Zeroing Provisions in Draft Text,”

WTO Reporter, BNA, December 13, 2007.

Pruzin, Daniel, "Brazil Criticizes WTO Draft Rules Text as 'Major Step Backward' for Global Trade," WTO Reporter, BNA, December 5, 2007.

Pruzin, Daniel, "WTO Chair Issues Draft Texts for Rules Talks on AD, Subsidies, Reversing Zeroing Rulings," WTO Reporter, BNA, December 3, 2007.

Valles, Guillermo, "Agreement on Implementation of Article VI of the General Agreement on Tariffs and Trade 1994," TN/RL/W/213, WTO Secretariat, November 30, 2007.

Valles, Guillermo, "Agreement on Subsidies and Countervailing Measures," TN/RL/W/213, WTO Secretariat, November 30, 2007.